

連合鳥取ピースウォーク西部地域平和集会 講演要旨
08.7.26(土) 10:00 境港市民会館

「平和憲法と戦後教育の申し子」を自認する 元「軍国少年」が振り返る戦中・戦後

境港市・浜田 章作

() 戦争が終わった！

昭和20年8月15日西伯郡外江村立外江国民学校4年生で迎えた神国日本の敗戦。
カンカン照りの暑い日、ラジオで聞いた玉音放送(「終戦の詔勅」、涙流す大人たち
海軍兵学校(江田島) 海軍士官 駆逐艦艦長 海軍大将 軍国少年の夢が消える
渡神社の彼方、美保飛行場に立ち上る黒煙に「戦争終わった」実感
「死なずに済んだ」、「一億玉砕」を呼号しての本土決戦態勢(竹やり訓練)
「神国不敗」はウソだった

() 戦時下の少年の日常

家々に防空壕、防空頭巾・非常携帯品袋・電池を枕元に就寝、灯火管制
ノミとシラミ、白壁土蔵の黒塗り、金属はすべて「供出」(寺の鐘や刀剣、服のボタンまで)
連日の空襲警報(サイレン)
グラマン艦載機が美保飛行場に急降下攻撃(パイロットの笑う表情・安井美恵子さん談)、
悠々と飛ぶB29爆撃機、届かぬ高射砲の破片が屋根に落下
それでも戦況は「勝った、勝った」と連戦連勝の報道(大本営発表)、
…全滅は「玉砕」、敗北・退却は「転進」、
戦争をとおった新聞とラジオ、音楽(軍歌)も文学も戦意高揚一色
食うもの極端に欠乏でも、「欲しがりません 勝つまでは」「武士は食わねど高楊枝」
近所の疎開者の暮らしはさらに悲惨(住も食も)、朝鮮人の同級生

() 戦中の教育

国民学校の教育目標「皇国臣民の基礎的練成」と「大東亜戦争の完遂」(昭16)
徹底した皇国民練成教育で「少国民」をマインドコントロール、極端な精神主義(大和魂)
大日本帝国は万邦無比の神の国

…臣民は天皇の赤子、軍人になって天皇のために敵と戦って死ぬのが皇国に生まれた男児の
誉れ(末は靖国の鬼)「臣民の道」「国体の本義」

日本を盟主とする「大東亜共栄圏」構想、「八紘一宇」(世界中を一つの家に)

命は鴻毛よりも軽い(「赤紙」1枚で兵士調達)「死をば軽しと覚悟せよ」

予科練・満蒙開拓義勇軍応募の割当て達成に「本校の名誉」と生徒の背を押した教師

学校では

奉安殿=皇居(天皇・皇后の写真=御真影、教育勅語の巻物を収納)礼拝、儀式重視

修身科を中心に全科目で天皇絶対、皇国民に生まれた有り難さ、大恩への「滅私奉公」

天皇の恩(仁徳天皇)、尊王の忠臣(楠正成)、忠烈な最期を遂げた軍神(広瀬中佐)

歴史(国史)は、記紀の肇国神話を事実として教え込む「神の子」の支配の正統性

読み方(国語)、音楽、体育(体操)、図画工作も軍国主義一色、遠足は「行軍」

勤労奉仕 桑の木皮むき(軍服の材料)、ヒマの種(ひまし油)

よく流行った標語・スローガン(原文はカタカナ)

「一億一心」、「進め一億火の玉だ」、「欲しがりません、勝つまでは」、「鬼畜米英」、

「撃ちて止まム」、「産めよ殖やせよ」、「進め進め兵隊進め」、「ぜいたくは敵だ」

() 戦前・戦中の教育の仕掛け

大日本国憲法(明治憲法、似て非なる立憲主義) 神権天皇制=神聖不可侵、統治権総攬者

教育勅語 「一旦緩急アレバ義勇公ニ奉ジ」 権力のみならず、道徳の本源も天皇

軍人勅諭 「一、軍人ハ忠節ヲ尽スヲ本分トスヘシ」

戦陣訓(陸軍)「死シテ虜囚ノ辱メヲ受ケルコト勿レ」

靖国神社「死シテ靖国ノ鬼トナレ」、出撃前に「靖国神社で会おう」

() 戦後の再出発の原点 軍備のない平和国家、文化国家

父の姿を見たことのない級友の多さ(秘めて語らず)、かつぎやで暮らし支えた母たち

ひもじさと物資不足(衣食足らず)、廃墟の中からの再出発、しかし志は高く

「国破れて山河あり」(杜甫)が謳い文句、荒れた農村再建(農業は国の基本)

「海原の緑の中に 永久の平和求めて 新しき国生まれたり 若き力 我らもろとも

ともに立つ わが祖国」大空の輝く真日に 打ちなびく勤労の旗...」(新日本建設の歌)

石器時代から始まった歴史教育(『くにのあゆみ』上・下) 今までうそを教わっていた!

修身科廃止・武道禁止、男女とも家庭科

農地解放(社会民主化)、財閥解体(経済民主化)、労働組合結成奨励(産業民主化)

日教組結成「教え子を再び戦場に送らない」組唱歌「緑の山河」

相次ぐ労組結成 経営者のサボに対し生産管理で生産活動再開、隠退蔵物資摘発

産業と社会の民主化に積極的役割果たす

自作農創設・農民運動 日本の半封建的地主・小作関係、村落社会の民主化に貢献

憲法と教育の根本的転換 日本国憲法と教育基本法の制定

国家としての再出発の決意と世界への約束 『あたらしい憲法のはなし』

死を美化し、死へ追いやる教育から、いかに人間らしく生きるかの教育へ(個人の尊厳)

<資料>

教育基本法(1947年3月) 前文

われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。

われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。

ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。

新教育基本法(2006年12月) 前文

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

『あたらしい憲法のはなし』(昭和22年8月発行、著作・文部省)*復刻版入手容易。

六 戦争の放棄

みなさんの中には、こんどの戦争に、おとうさんやいさんを送りだされた人も多いでしょう。ごぶじにおかえりになったでしょうか。それともとうとうおかえりにならなかったでしょうか。また、くうしゅうで、家やうちの人を、なくされた人も多いでしょう。いまやっと戦争はおわりました。二度とこんなおそろしい、かなしい思いをしたくないと思いませんか。こんな戦争をして、日本の国はどんな利益があったでしょうか。何もありません。ただ、おそろしい、かなしいことが、たくさんおこっただけではありませんか。戦争は人間をほろぼすことです。世の中のよいものをこわすことです。だから、こんどの戦争をしかけた国には、大きな責任があるといわなければなりません。このまえの世界戦争のあとでも、もう戦争は二度とやるまいと、多くの国々ではいろいろ考えましたが、またこんな大戦争をおこしてしまったのは、まことに残念なことではありませんか。

そこでこんどの憲法では、日本の国が、けっして二度と戦争をしないように、ふたつのことをきめました。

その一つは、兵隊も軍艦も飛行機も、およそ戦争をするためのものは、いっさいもたないということです。これから先日本には、陸軍も海軍も空軍もないのです。これを戦争の放棄といいます。「放棄」とは「すててしまう」ということです。しかし皆さんは、決して心ぼそく思うことはありません。日本は正しいことを、ほかの国よりさきに行ったのです。世の中に、正しいことぐらい強いものはありません。

もう一つは、よその国と争いごとがおこったとき、けっして戦争によって、相手をまかして、じぶんのいいぶんをおそうとしないということをきめたのです。穏かにそうだんをして、きまりをつけようというのです。なぜならば、いくさをしかけることは、けっきょく、じぶんの国をほろぼすようなはめになるからです。また、戦争とまでゆかずとも、国の力で、相手をおどすようなことは、いっさいしないことにきめたのです。これを戦争の放棄というのです。そうしてよその国となかよくして、世界中の国が、よい友だちになってくれるようにすれば、日本の国は、さかえてゆけるのです。

みなさん、あのおそろしい戦争が、二度とおこらないように、また戦争を二度とおこさないようにいたしましょう。